

国や自治体などによる障害者雇用の「水増し」に抗議します（声明）

2018年9月28日 全日本教職員組合 障害児教育部

国や地方自治体における障害者雇用の「水増し」が次々に明らかになっています。

8月28日に公表された厚生労働省の調査によると、昨年6月時点で国の33機関のうち8割の機関で「水増し」がされていました。昨年、中央省庁が雇用する障害者は約6900人としていたのに、実際は3400人あまりでした。昨年6月の時点での法定雇用率は2.3%（現在は2.5%）ですが、実際はそれを大きく下回る1.19%であったということです。1%未満の機関も18にのぼっています。その後の報道で、国会や裁判所、多くの府県でも不正があったことが明らかになっています。

障害者の差別を禁止し就労をすすめる理念を掲げた障害者雇用促進法は、障害者を一定割合以上雇用することを義務づけています。法を順守しなければならない中央省庁や裁判所、地方自治体において、法定雇用率を満たしていたかのような偽装がおこなわれたことは大問題です。働く機会を奪われた障害者やその家族の怒りは計り知れません。

全国の特別支援学校や特別支援学級では、就労を希望する子どもたちの願いを実現するために、本人、保護者、教職員が地域の協力も得ながら努力しています。障害者の働く場が少ないため、また障害者が働くことに理解がないため、希望がかなわないことも多くあります。「働きたいのに働けない」という障害者がいる一方で、障害のない人が「障害者」としてカウントされ、その分、障害者の働く場が奪われていたという事実には私たちは大きな憤りを感じます。

同時に、この事件を機に、障害者の就労率を高めるという名目で、特別支援学校や特別支援学級に対して機械的に就労率アップを求め、子どもたちの実態や願いを無視したり、職業教育の偏重が行われたりすることを危惧しています。就労は本人・保護者の願いやその生徒の実態にもとづいておこなわれるものでなければなりません。また、手帳交付の基準が厳しいために障害者手帳を取得できない生徒に、実態に合わせて手帳を交付する等、制度の運用の見直しも必要です。さらに、就職できればいいというのではなく、働く場においては合理的な配慮がなされ、長く働き続けられるようにすることが必要です。

私たちは、当面、以下のことを求めます

1. 今回の障害者雇用「水増し」問題の実態を明らかにし、原因究明をおこなうこと
2. 中央省庁や自治体で雇用されている障害者がどのように採用され、職場ではどのような労働をおこない、どのような合理的配慮がおこなわれているかを明らかにすること
3. 国や自治体での障害者雇用をすすめて、法定雇用率を遵守するとともに障害者が働く場の整備、一人ひとりに十分な合理的配慮を行政の責任ですすめること